



発行 新潟県

第 50 号

平成29年6月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 811 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 812 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 813 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 814 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 815 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 816 道路の区域変更（道路管理課）
- 817 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（総務事務センター）
- 一般競争入札の実施（基幹病院整備室）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の廃止（商業・地場産業振興課）
- 家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課）
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施（畜産課）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表（水産課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

- 3 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 30 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 31 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 6 水産動植物の採捕禁止（新潟海区漁業調整委員会）
- 7 水産動植物の採捕禁止（新潟海区漁業調整委員会）

告 示

◎新潟県告示第811号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年6月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定する形質変更時要届出区域
燕市灰方字上ノ境7番5の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年6月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
江陽高田医院	長岡市藤沢1-8-17	平成29年5月1日
大野歯科医院	長岡市藤橋1-284-1	平成29年6月18日
長岡市小国歯科診療所	長岡市小国町七日町2607番地6	平成29年6月1日
永井歯科医院	長岡市新町1丁目1番8号	平成29年6月22日
新潟県コロニーにいがた白岩の里 歯科診療所	長岡市寺泊藪田6789番地4	平成29年6月1日
しんざわ矯正歯科クリニック	長岡市古正寺三丁目289番地	平成29年5月1日
中央調剤薬局 春日野店	上越市春日野2-4-41	平成29年6月24日
ますや薬局	上越市板倉区針799番地	平成29年6月1日
昭和町調剤薬局	上越市昭和町2丁目29-32	平成29年5月2日
あさひ薬局やまと店	上越市大和2丁目8番9号	平成29年5月3日
かもしか病院	三条市南五百川80番地	平成29年6月1日
薬局 すずらん	三条市一ノ門2丁目1番13号	平成29年6月14日
うえはら眼科医院	柏崎市扇町2-3	平成28年10月1日
若葉町薬局	小千谷市若葉3丁目54番地	平成29年6月1日
いなり調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目5番地2	平成29年5月16日

新潟県立坂町病院 (医科)	村上市下鍛冶屋589	平成29年4月23日
安斎歯科医院	村上市藤沢287-2	平成29年6月1日
新潟県立坂町病院 (歯科)	村上市下鍛冶屋589	平成29年4月23日
小川薬局	燕市地藏堂本町二丁目6-23	平成29年4月10日
岡村歯科医院	南魚沼市塩沢24-6	平成29年4月1日
齊藤歯科医院	南魚沼市塩沢1407	平成28年1月1日
有限会社 ケアーファーム 大崎調剤薬局	南魚沼市大崎3409番地1	平成28年8月22日
六日町調剤薬局 二日町店	南魚沼市二日町212番地8	平成29年4月1日
ゆきあかり調剤薬局	南魚沼市下一日市855番地	平成27年7月1日

◎新潟県告示第813号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年6月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	37者	下相川大坪970番ほか381筆 67.3ha
新発田市	15者	下中ノ目昼塚2036番ほか168筆 23.5ha
阿賀野市	3者	下黒瀬古田2378番ほか75筆 7.6ha
胎内市	5者	乙大河原2323番1ほか74筆 6.8ha
聖籠町	5者	二本松川田2297番1ほか39筆 3.9ha
新潟市	16者	北区大月真那板倉甲413番ほか158筆 14.1ha
五泉市	3者	五泉芋子江448番ほか37筆 3.6ha
燕市	7者	小牧外畑661番4ほか161筆 13.2ha
弥彦村	1者	弥彦島崎1842番ほか26筆 2.1ha
長岡市	51者	高島町牛池1328番1ほか777筆 63.4ha
十日町市	3者	坪山4番ほか16筆 2.5ha
津南町	1者	下船渡甲3823番ほか7筆 0.4ha
刈羽村	2者	刈羽荒田4711番1ほか4筆 1.0ha
上越市	25者	長者町押廻し375番1ほか212筆 23.4ha
妙高市	1者	三ツ俣塔ノ腰378番ほか2筆 0.5ha
佐渡市	17者	城腰神子沢347番4ほか98筆 11.9ha
合計	192者	2,251筆 245.1ha

2 認可年月日

平成29年6月29日

◎新潟県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 6 月30日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 上越市大潟区内雁子新田413番地 佐藤 宏夫

退任年月日 平成29年 6 月 9 日

◎新潟県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の関原土地改良区の定款の変更を平成29年 6 月23日認可した。

平成29年 6 月30日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 6 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 両津真野赤泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市吉岡字小川内1717番1から 同市豊田字わぐら1260番1まで	新	8.0～32.0メートル	192.1メートル
	旧	(A)6.8～32.0メートル	198.1メートル
		(B)9.2～32.0メートル	198.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 6 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 両津真野赤泊線
- 2 供用開始の区間
佐渡市吉岡字小川内1717番1から同市豊田字わぐら1260番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 6 月30日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県総務事務センター業務の委託について次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

新潟県総務事務センター業務委託

(2) 委託案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成29年6月30日(金)から平成29年7月24日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時15分まで。

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階

新潟県総務管理部総務事務センター

(2) 問い合わせ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年8月8日(火) 午後2時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

(3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けているものであること。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(8) 国又は地方公共団体を契約相手方として、職員の諸手当や旅費の審査業務を含む総務事務の業務委託契約又は総務事務集中化組織への労働者派遣契約を締結(契約規模が一定規模以上であること)し、かつ適切に業務を完了(完了見込みを含む。)した実績がある者であること。(契約規模については入札説明書を参照すること。)

(9) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。(プライバシーマークの認定又はISMS認証を平成29年6月30日(金)までに取得済み又は取得見込みである者)

(10) 本件入札の公告日から落札決定までの間に、国及び新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間 平成29年6月30日(金)から平成29年7月24日(月)(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号の日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階
新潟県総務管理部総務事務センター

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。

審査結果については、平成29年8月2日(水)までに書面で通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1項に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

- エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。
- (2) その他
- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- ウ その他詳細は入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、磁気共鳴診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年6月30日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
磁気共鳴診断装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成30年6月30日（土）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 問合せ先

ア 入札、仕様、契約手続等に関する事項

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部基幹病院整備室

電話番号 025-280-5981

Eメール ngt040300@pref.niigata.lg.jp

イ 物品入札参加資格審査申請に関する事項

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)アの場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)アに提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成29年8月10日(木) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成29年8月14日(月) 午前9時

新潟県庁福祉保健部基幹病院整備室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成29年7月14日(金)午後5時までに、上記3(1)イの場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成29年7月28日(金)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)アの場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Magnetic Resonance Imaging System [1] set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. July 28, 2017

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. August 14, 2017

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Key Regional Hospital Management Office
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5981
E-mail: ngt040300@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ケーズデンキ長岡川崎店
所在地 長岡市川崎町字野口1365-5
設置者 東宝株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
・株式会社北越ケーズ
（変更前）山本 邦彦
（変更後）野村 弘
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
・株式会社北越ケーズ
（変更前）新潟県新潟市河渡庚135番地1
（変更後）新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号
- 3 変更年月日
平成25年6月19日
- 4 変更の理由
小売業を行う者の所在地及び代表者名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成29年6月13日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成29年6月30日から平成29年10月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ケーズデンキ燕三条店
所在地 燕市井土巻4丁目258番地
設置者 有限会社三鷹企画
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
・株式会社北越ケーズ
(変更前) 山本 邦彦
(変更後) 野村 弘
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
・株式会社北越ケーズ
(変更前) 新潟県新潟市河渡庚135番地1
(変更後) 新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号
- 3 変更年月日
平成25年6月19日
- 4 変更の理由
小売業を行う者の所在地及び代表者名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成29年6月13日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、燕市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年6月30日から平成29年10月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 村松ショッピングセンター
所在地 五泉市村松小新保1301-1
設置者 株式会社魚齋藤
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 株式会社魚齋藤 他6社
(変更後) 株式会社魚齋藤 他4社
- 3 変更年月日
平成29年5月31日
- 4 変更の理由
小売業者の退店による。
- 5 届出年月日

平成29年6月14日

- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年6月30日から平成29年10月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 コメリパワー小千谷店
所在地 小千谷市千谷川4丁目437
設置者 株式会社コメリ
- 2 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 6,195平方メートル
(変更後) 8,735平方メートル
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- イ 駐輪場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- ウ 荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- エ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社コメリ 建物1 午前9時から午後9時
(変更後) 株式会社コメリ 建物1 午前9時から午後9時
建物2 午前6時30分から午後9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場1 午前8時30分から午後9時30分
(変更後) 駐車場1 午前8時30分から午後9時30分
駐車場2 午前6時から午後9時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 駐車場1 出入口の数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり

- (変更後) 駐車場1 出入口の数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
- 駐車場2 出入口の数 2箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設1 午前8時から午後6時
(変更後) 荷さばき施設1 午前8時から午後6時
荷さばき施設2 午前6時から午後9時
- 3 変更年月日
平成30年2月21日
- 4 変更の理由
建物2(資材館)の新設を計画し、これに伴い施設の配置と運営に係る事項に変更が生じるため。
- 5 届出年月日
平成29年6月20日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年6月30日から平成29年10月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 魚沼ショッピングセンター
所在地 魚沼市吉田字川原1105番 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成29年2月24日
- 3 意見の概要
(1) 魚沼市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成29年6月30日から平成29年7月30日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 花園ショッピングセンター
所在地 長岡市花園南部土地区画整理事業地内25街区
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称の変更）に関する届出
公告日 平成29年1月27日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成29年6月30日から平成29年7月30日まで

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）
名称 原信大島店
所在地 長岡市大島新町4丁目892番地
設置者 株式会社原信
- 2 店舗面積の合計
(廃止前) 1,495平方メートル
(廃止後) 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日
平成29年2月20日
- 4 廃止しようとする理由
退店及び店舗建物取り壊しの為
- 5 届出年月日
平成29年6月21日

家畜人工授精に関する講習会の開催について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 期間
平成29年8月21日（月）から9月13日（水）まで
- 2 場所
新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校
- 3 対象となる家畜の種類
牛
- 4 受講手続
新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年新潟県告示第1155号）第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月31日（月）まで（必着）に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

- 5 受講人数
10人程度（受講希望者が予定人員を超過した場合は選考により受講者を決定する）
- 6 受講資格
家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条第2項各号の規定に該当しない者。
- 7 受講経費
テキスト等教材費 20,000円程度
- 8 問合せ先
新潟県農林水産部畜産課 025-280-5308
新潟県中央家畜保健衛生所 0256-88-3141
新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所 0259-63-2676
新潟県下越家畜保健衛生所 0254-22-3067
新潟県中越家畜保健衛生所 025-794-2121
新潟県上越家畜保健衛生所 025-526-9441

家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による平成29年度家畜人工授精講習会修了者への修業試験を次のとおり実施する。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 期間
平成29年9月14日（木）及び15日（金）
- 2 場所
新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県水産業の平成27年の海面漁業生産量は3.4万トン、生産額は130億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。
本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
 - (2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。
我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。
 - (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
 - (4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。
 - (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究

所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- (6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月から平成29年3月	—
まあじ	平成28年1月から平成28年12月	若干
まいわし	平成28年1月から平成28年12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月	若干
するめいか	平成28年4月から平成29年3月	若干
ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月	402トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月から平成30年3月	—
まあじ	平成29年1月から平成29年12月	若干
まいわし	平成29年1月から平成29年12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月	若干
するめいか	平成29年4月から平成30年3月	若干
ずわいがに	平成29年7月から平成30年6月	347トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。更に、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのカニの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成29年9月1日から平成29年10月31日まで	1,843

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成29年9月1日から平成29年10月31日まで	1,843

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、指掌紋情報管理システム装置の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年6月30日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

指掌紋情報管理システム装置の借上げ

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成29年7月24日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 装置の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部刑事部鑑識課指紋係

電話番号 025-285-0110 内線4641

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達物品納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年6月30日（金）から平成29年7月24日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成29年8月2日(水)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年8月9日(水)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成29年8月8日(火)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Automated fingerprint and palmprint identification system 1 set

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Wednesday, August 9, 2017

Time: 11:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room, Niigata Prefectural Police Headquarters Building
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata, Japan

(3) Contact point for the notice:

Supplies and Procurement

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata, Japan

〒950-8553

Phone: 025-285-0110 ext. 2235

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調達件名及び数量

汎用電子計算機等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借上げ

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成29年5月26日

6 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

7 落札価格

426,263,472円

8 入札公告日

平成29年4月14日

9 落札方式

最低価格

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動尿分析装置について、次のとおり一般

競争入札を行う。

平成29年6月30日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全自動尿分析装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年10月31日(火)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年7月7日(金)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年7月10日(月)午後1時00分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成29年6月30日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」に搭載されている者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

(5) 500床以上の病床数を有する病院の清掃業務を、平成26年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15で定める基準に適合する者であって、次に掲げる人員を当院に配置できる者であること。

ア 受託責任者 1名

作業全体を管理する者で、病院清掃受託責任者講習修了者であること。

イ 副受託責任者 2名(新潟県立新発田病院1名、新潟県立リウマチセンター1名)

ウ 作業監督責任者 1名

作業を確実に遂行できるよう、現場において作業員を指揮監督できる者で、ビルクリーニング技能検定

に合格した者であること。

エ 廃棄物監督責任者 1名

廃棄物、特に感染性廃棄物を安全に処理できるよう、現場において作業員を指揮監督できる者で、特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者であること。

(7) 院内感染防止のため、医療環境管理士を県内事業所に常駐させていること。

(8) 清掃品質を評価するため、清掃管理業務インスペクターを県内事業所に常駐させていること。

(9) 緊急時に迅速に業務を履行するため、上記(6)ア～エ及び(7)の者が1時間以内に参集できる管理体制を有していること。

(10) 平成19年4月1日以降、契約の解除を受けていないこと。

(11) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(12) 本調達にかかる入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は平成29年7月26日(水)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加資格確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成29年7月26日までに必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は前記3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

平成29年8月10日(木)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased;

Cleaning services for Niigata Prefectural Shibata Hospital・Niigata Prefectural Rheumatism Center

(2) Deadline for bid submission

10:00A.M. August 10, 2017

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動血球洗浄遠心機について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年6月30日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動血球洗浄遠心機 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年8月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年7月10日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、眼科用手術顕微鏡について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成29年6月30日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

眼科用手術顕微鏡 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年9月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 平成29年8月9日(水) 午前10時
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (8) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Ophthalmic Surgical Microscope [1] set
 - (2) Deadline for bid submission:
10:00 a.m. August 9, 2017
 - (3) For more information, contact:
Management Division, Department of Administration,
Niigata Prefectural Niigata Cancer Center Hospital
2-15-3 Kawagishi-cho, Chuo-ku, Niigata-City,
Niigata, JAPAN
〒951-8566
TEL 025-266-5111 Ext. 2312

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) サービス付き高齢者 向け住宅 シニアサ ポートホームみのり 長岡 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>アカシアの丘黒条</u> <u>介護付有料老人ホー</u> <u>ム フレンドリーハ</u> <u>ウスみどりの杜</u>	(略) 長岡市下々条2 丁目1373番地1 <u>長岡市黒津町字</u> <u>東田367番地</u> <u>長岡市宮本町1</u> <u>丁目甲11番1</u>	長岡市	(略) サービス付き高齢者 向け住宅 シニアサ ポートホームみのり 長岡	(略) 長岡市下々条2 丁目1373番地1
(略)			(略)		
三条市	(略) 特別養護老人ホーム おおじまの里 <u>介護付有料老人ホー</u> <u>ム きららふれあい</u> <u>の杜三条</u>	(略) 三条市大島3783 番地1 <u>三条市曲淵3丁</u> <u>目3-20</u>	三条市	(略) 特別養護老人ホーム おおじまの里	(略) 三条市大島3783 番地1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成26年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第40号の一部を次のとおり改める。

平成29年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成29年6月9日

政治団体の名称 渡辺ひろきち後援会

(報告年月日平成26年3月31日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	3,728,773 円	1,608,773 円
本年收入額	2,920,000 円	800,000 円
2 支出総額	2,810,394 円	690,394 円
3 本年收入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,120,000 円	
新年会参加者会費	2,120,000 円	
合 計	2,920,000 円	800,000 円
5 支出の内訳		
政治活動費	2,120,000 円	
機関紙誌の発行その他の事業費	2,120,000 円	
その他の事業費	2,120,000 円	
合 計	2,810,394 円	690,394 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成27年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第77号の一部を次のとおり改める。

平成29年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成29年6月9日

政治団体の名称 渡辺ひろきち後援会

(報告年月日平成27年3月30日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	7,068,379	4,518,379
本年收入額	6,150,000	3,600,000
2 支出総額	6,335,697	3,785,697
3 本年收入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,550,000	
新年会参加者会費	2,550,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	3,214,200	664,200
機関紙誌の発行その他の事業費	3,214,200	664,200
その他の事業費	2,550,000	

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については適用しない。

平成29年6月30日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止海域

次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点チ 北緯37度17.364分、東経138度21.919分の点

点ツ 北緯37度17.709分、東経138度22.396分の点

点テ 北緯37度17.998分、東経138度21.963分の点

点ト 北緯37度17.725分、東経138度21.510分の点

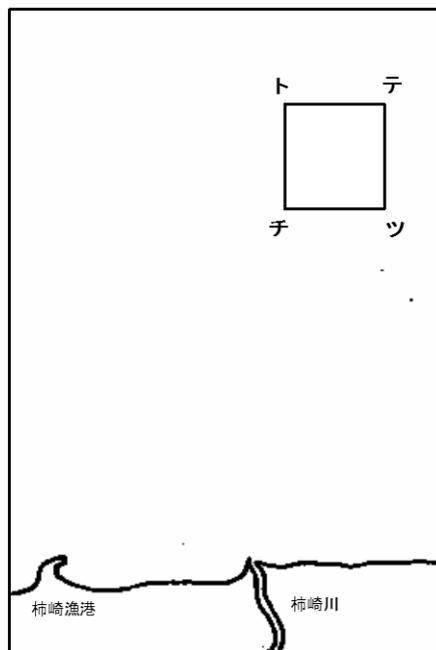
2 禁止期間

平成29年8月20日から平成29年11月30日まで

及び平成30年8月20日から平成30年11月30日まで

柿崎地区広域型増殖場

水産動植物採捕禁止区域図



◎新潟海区漁業調整委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については適用しない。

平成29年6月30日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止海域

(1) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ア 北緯38度00.278分、東経139度09.995分の点

点イ 北緯38度00.028分、東経139度10.126分の点

点ウ 北緯38度00.360分、東経139度11.136分の点

点エ 北緯38度00.609分、東経139度11.005分の点

(2) 次に掲げるオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点オ 北緯38度11.543分、東経139度22.619分の点

点カ 北緯38度11.443分、東経139度23.002分の点

点キ 北緯38度12.676分、東経139度23.552分の点

点ク 北緯38度12.776分、東経139度23.152分の点

(3) 次に掲げるケ、コ、サ、シ及びケの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ケ 北緯37度55.886分、東経138度54.960分の点

点コ 北緯37度55.555分、東経138度55.234分の点

点サ 北緯37度56.145分、東経138度56.391分の点

点シ 北緯37度56.459分、東経138度56.127分の点

(4) 次に掲げるス、セ、ソ、タ及びスの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ス 北緯38度4.863分、東経139度17.624分の点

点セ 北緯38度4.607分、東経139度18.091分の点

点ソ 北緯38度5.422分、東経139度18.942分の点

点タ 北緯38度5.735分、東経139度18.492分の点

(5) 次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点チ 北緯38度16.207分、東経139度24.167分の点

点ツ 北緯38度16.186分、東経139度24.615分の点

点テ 北緯38度17.087分、東経139度24.932分の点

点ト 北緯38度17.103分、東経139度24.496分の点

(6) 次に掲げるナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びナの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ナ 北緯38度22.178分、東経139度26.189分の点

点ニ 北緯38度22.494分、東経139度25.010分の点

点ヌ 北緯38度22.173分、東経139度24.918分の点

点ネ 北緯38度22.394分、東経139度24.090分の点

点ノ 北緯38度22.060分、東経139度23.954分の点

点ハ 北緯38度21.681分、東経139度24.008分の点

点ヒ 北緯38度21.263分、東経139度25.821分の点

(7) 次に掲げるフ、ヘ、ホ、マ及びフの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点フ 北緯38度26.722分、東経139度14.718分の点

点ヘ 北緯38度26.372分、東経139度15.148分の点

点ホ 北緯38度26.805分、東経139度15.716分の点

点マ 北緯38度27.154分、東経139度15.286分の点

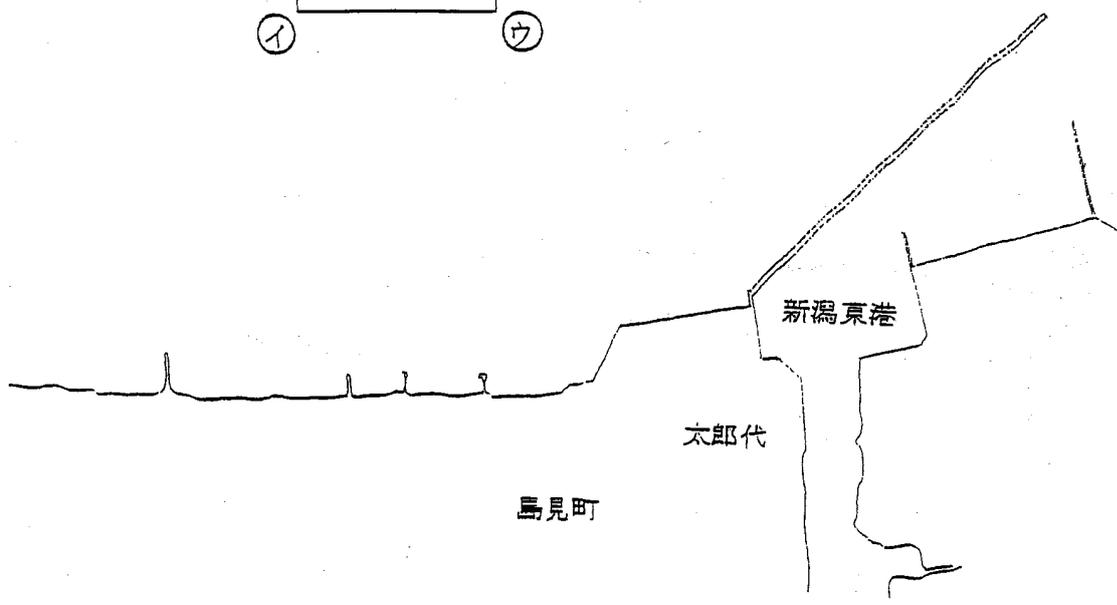
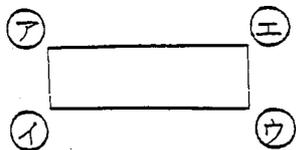
2 禁止期間

平成29年8月20日から平成29年11月30日まで

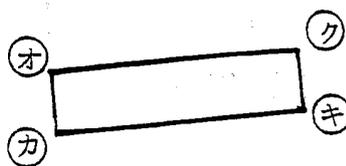
及び平成30年8月20日から平成30年11月30日まで

*緯度、経度は世界測地形による表示

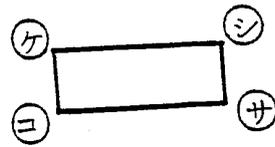
(1) 新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



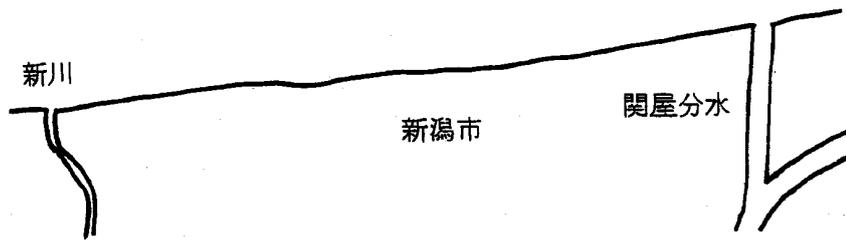
(2) 岩船地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



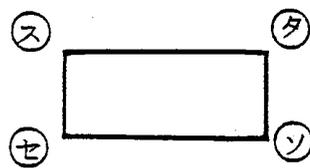
(3)



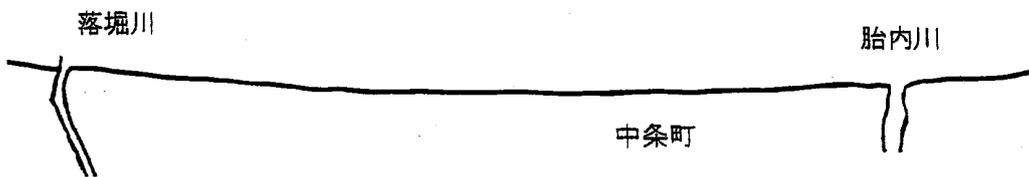
新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



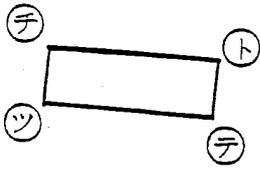
(4)



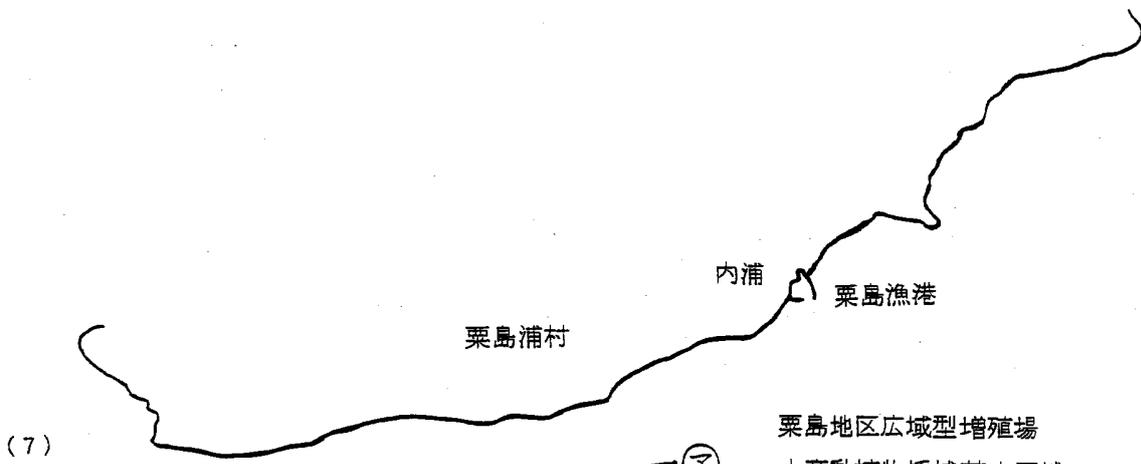
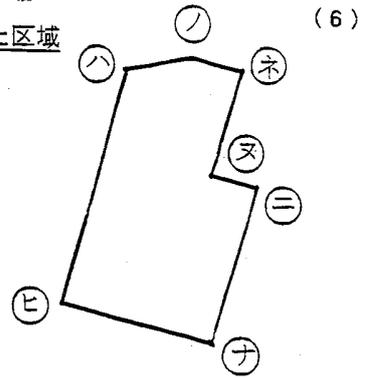
北蒲地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



(5) 上海府地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



山北地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



粟島地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域

